

障がい者通行料金

割引制度のご案内

障がい者通行料金割引制度を受けるためには、役場で事前に申請（新規・更新）が必要です。

■対象障がい者の範囲

① 障がい者本人が運転される場合

身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、どなたでも対象になります。

② 障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記載）をお持ちの方が対象となります。

■対象自動車の範囲

・ 障がい者の方1人につき1台です。（本人、配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者、

同居の親族等が所有するもの）

・ 自家用と記載されているもの。（レンタカー、タクシー、軽トラック、代車等は対象となりません）

■割引料金額

・ 通常料金の半額

■申請に必要なもの

・ 身体障がい者手帳または療育手帳
・ 手帳に自動車登録番号等の記載を受けようとする自動車の「自動車検査証」
・ 運転免許証（障がい者本人が運転される場合）
・ ETCを利用されている場合は「ETCカード」と車載器番号の分かるもの（セツトアップ証明書等）

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ
(☎212453)

平成25年度「介護保険料のお知らせ」

●普通徴収

～納付書は7月上旬に発行されます～

納め方

- ・ 送られてきた納付書で納期ごとに役場または指定の金融機関で納めてください。
- ・ 納め忘れのない口座振替をご利用ください。
- ・ 平成25年度から、最寄りの郵便局でもお支払いできます。

●特別徴収

～7月に保険料の決定通知書が送付されます～

納め方

- ・ 年金から天引き（年金から天引きされている方は直接納める必要がありません）
- ・ 偶数月に支払われる年金から2か月分の介護保険料が天引きされます。

要介護認定の申請を！

介護サービスが必要と感じたら、介護保険被保険者証を持参して地域包括支援センターに申請してください。

申請は、本人、家族のほか、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともできます。

介護認定審査会で介護が必要と認められた場合に介護サービスが利用できます。

自立と判定された場合は、町独自の在宅福祉サービスのメニューがありますので、地域包括支援センターに相談してください。

忘れていませんか？介護保険料 介護保険料を滞納すると……

保険料を滞納すると、次のような措置がとられますのでご注意ください。

●1年以上滞納すると……

サービスを利用するとき、費用の全額を支払うこととなります。後日、申請により9割が払い戻されます。

●1年6か月以上滞納すると……

介護保険料の給付が一時差し止められることになります。

●2年以上滞納すると……

滞納してきた保険料を納めることができなくなり、サービスを利用するときには未納期間にあわせて給付制限を受けることになります。

【給付制限】

- ・ 利用者負担が1割から3割になります
- ・ 負担額が一定の額を越えて高額になったときの払い戻し（高額介護サービス費の支給）が受けられません

保険料の納付が困難な場合は、健康福祉グループにご相談ください。

【お問い合わせ先】

地域包括支援センター（☎2-2453）
町民健康課健康福祉グループ（☎2-2453）